

鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助制度 Q & A

No.	質 問	回 答
申請について		
1	申請書はどこでもらえますか？	交通防犯課および地区市民センター窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。
2	郵送やインターネットでも申請できますか？	できません。トラブルを防止するため、交通防犯課の窓口で申請書を提出してください。
3	申請書は、土日祝日でも提出できますか？	できません。申請書の受付は、市役所の開庁時間（平日8時30分～17時15分）のみです。
4	申請書は代理人が提出してもよいですか？	代理の方に提出いただいても結構です。ただし、申請者は補助対象者に限ります。
5	申請はどのタイミングでできますか？ 支援装置を設置する前に申請するのですか？	設置販売事業者に依頼して支援装置を設置した後、書類をそろえて申請してください。
6	申請の期限はありますか？	支援装置の設置日から3か月以内（3か月後の日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）又は年度の末日のいずれか早い日までに申請してください。
7	予算がなくなったら終了ですか？	補助金は予算の範囲内での交付のため、予算がなくなり次第終了します。予算の終了時期は申請件数によるため、明確に示すことはできませんが、ホームページ等で早めに周知させていただきます。

No.	質 問	回 答
補助対象者について		
8	いつの時点で70歳以上であれば対象になりますか？	年度末（令和4年3月31日）時点で70歳以上の人が対象です。
9	70歳以上を対象としたのはなぜですか？	70歳以上の方が県下の交通死亡事故に占める割合が多いことと、運転免許制度において70歳以上は高齢者講習受講の対象となっていることから、補助対象者を70歳以上としました。
10	家族等が高齢者のために購入する場合は補助対象になりますか？	高齢者が自ら購入する場合を対象としており、本人以外が購入する場合は対象となりません。売買契約者が申請者と同一となる必要があります。
11	身体障がい者等(自動車税等の減免対象者)が車検証の使用者であって、実際に運転する者は減免対象者の同居の家族である場合は、補助対象になりますか？	ご質問のケースは、特例として、車検証の使用者と申請者氏名(運転免許証の氏名)が一致せずとも、当該申請者が70歳以上となる者で、かつ他の交付要領の要件に合致し、運転者が減免対象者と同居する方であると確認できれば補助対象とします。
12	現在鈴鹿市外に住んでいますが、近々鈴鹿市内に引っ越しする予定です。引っ越し後、自分の車に支援装置を設置する予定ですが、補助対象になりますか？	申請日に鈴鹿市に住民票があり、70歳以上の要件を満たす方であれば対象になります。なお、転入日によって、市税の完納を証する納税証明書(完納証明)が発行されない場合は、添付は不要です。
13	補助金を受け取った後、鈴鹿市外へ転居しましたが、補助金は返還する必要がありますか？	申請者本人が引き続き使用し、廃棄、売却等の処分を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。

No.	質 問	回 答
補助対象となる自動車について		
14	軽トラックに支援装置を設置した場合は補助対象になりますか？	貨物車であっても、非営利で使用する自家用の自動車であれば対象です。営利目的で使用している貨物車は対象になりません。
15	ローンで購入した自動車に支援装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	申請者が使用する自動車で、車検証の使用者欄に申請者の名前が記載されていれば、補助対象になります。

No.	質 問	回 答
添付書類について		
16	添付書類の「車検証の写し」は、所有者や使用者が申請者本人の名前と違って申請できますか？	車検証の使用者欄には、申請者本人の名前が記載されていなければ対象になりません。なお、所有者欄は別名義でも構いません。
17	申請書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	申請書を受理してから、おおむね1か月後の振り込みを予定していますが、申請件数により前後することがあります。あらかじめご了承ください。

No.	質 問	回 答
その他		
18	市や警察署は、高齢者に対して運転免許証の自主返納を呼びかけていますが、この補助制度は、自主返納の推進と矛盾するのではないですか？	運転免許証の自主返納は、選択肢のひとつとして呼びかけています。しかし、公共交通機関が限られる地域では車を必要とする高齢者が多く、また、高齢者の社会参加は不可欠という状況もあります。交通事故防止をめざして、補助制度と運転免許証の自主返納を両輪として進めています。